

# 令和 8 年度における日本司法支援センターの 中小企業者に関する契約の方針

日本司法支援センター

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。)第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に則して、令和 8 年度における日本司法支援センターの中小企業者の受注機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

## 第 1 中小企業者の受注機会の増大の目標に関する事項

### 1 中小企業者向け契約目標

令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業者向け契約比率については、前年度の実績を上回るよう努め、基本方針の目標である 61%を上回ることを目標として、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

### 2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、基本方針の目標である 3%を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

## 第 2 中小企業者の受注機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、次のとおり取り組む。

### 1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募(以下「一般競争入札等」という。)による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業者に対する情報提供を徹底する。

また、発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

### 2 官公需に関する相談体制の整備

本部総務部財務会計課(以下「財務会計課」という。)において、中小企業者

からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、競争入札に関する手続などの情報を提供するなど、相談者に対する必要な支援を実施するものとする。

### 3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

### 4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

(1) 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

また、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとし、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示するなどして、実質的な銘柄指定を行わないものとする。

(2) 物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 条）第 33 条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和 7 年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達の削減をはじめとする措置を率先して講ずるものとする。

### 5 一括調達における調達・契約手法の配慮

一括調達を行う際には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

## 6 一般競争入札等における下位等級者の参加の推進

一般競争入札等における競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

## 7 地域の中小企業者等の積極的活用

地方事務所等において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、当該事務所管内の中小企業者を見積先を含めるよう努め、受注機会の増大を図るものとする。

## 8 事業継続力が認められる中小企業者に対する配慮

自然災害等の発生においても安定的な供給体制の確保が必要とされる調達を行う際には、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業の積極的な活用を図るものとする。

## 9 適正な予定価格の作成

(1) 役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、適切にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通常見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等

(2) 物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、契約事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）附則第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、付帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するものとする。

#### 10 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用する。

また、低入札価格調査を行う際は、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格（都道府県別の賃金水準、最低賃金額、公共工事設計労務単価、毎月勤労統計調査の賃金指数等）に沿った単価になっているか等を確認するものとする。

#### 11 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約期間中の最低賃金の改定見込額を含めた適切な予定価格を作成するものとする。

契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否か確認を行い、中小企業者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払うことが可能となるよう、配慮するものとする。

#### 12 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含めて、適切に対応するものとする。

#### 13 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

#### 14 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記13と同様の配慮に努めるものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

#### 1 新規中小企業者の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

当センターは、新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、次のとおり取り組むものとする。

##### (1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札等において、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、見積先が固定化しないよう配慮するとともに、調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

##### (2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

##### (3) 新規中小企業者からの相談体制

財務会計課の「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に適切に対応する。

#### 2 組合の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、官公需適格組合制度に関し、活用事例を参考として、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等を把握した上で取り組むものとする。

### 第4 その他、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項

#### 1 推進本部の設置

中小企業者の受注機会の増大のために推進本部を設置し、その体制は以下のとおりとする。

##### 【推進本部】

本部長：財務会計課長

本部員：財務会計課長補佐（予算担当）

：財務会計課長補佐（調達担当）

## 2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

### 附則

本方針は、官公需法第5条第3項に基づき速やかに公表する。